令和3年度 第19回全体庁議(2月8日開催)

区分

審議)・

)• 報告

案件名 (担当部)

(1) 多様な性に関する検討状況について [市民福祉部]

■ 提案・報告の趣旨

パートナーシップ制度に関わり、昨年11月の帯広市男女共同参画市民懇話会からの提言書を踏まえ、制度の基本的な事項を「素案」として整理し、令和4年2月16日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 1 趣旨・・・性的指向や性自認に伴う差別や偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指し、パートナーシップ制度を導入する。
- 2 名称・・・幅広い性のあり方を対象に含むほか、複数の制度を選択できる仕組みを採用することから、一般的な名称を用いる こととし、「帯広市パートナーシップ制度」とする。
- 3 根拠規定・・・市民に義務を課し、又は権利を制限する仕組みを想定していないため、要綱を根拠規定とする。
- 4 「パートナーシップ」の定義・・・・当事者であることの自己申告が不要で心理的な負担が少なく、かつ、多様な性のあり方を広く 対象に含むことができることから、「性的マイノリティ」等の文言を用いず、「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を 行っている、又は共同生活を行うことを約束した2者の関係」と定義する。
- 5 制度の種類・・・利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、証明制度と登録制度の選択制とする。
- 6 対象者・・・成年に達していること、配偶者や事実婚の相手がいないことなど、先進事例における要件を踏襲するほか、より多くの当事者の生きづらさを軽減し、帯広市のまちづくりに安心して参加いただけるよう、まちづくり基本条例の「市民」を広く対象とする。
- 7 制度利用の流れ・・・申請、登録・仮登録、登録証等の交付・再交付のほか、登録証等に子の氏名を記載できる仕組みを設ける。また、制度の信頼性を確保するため、対象者の要件を定期的に確認するほか、虚偽・不正等があれば登録を抹消できることとする。
- 8 広域連携・・・利用者の利便性を高め、手続きの負担を軽減するため、道内・管内自治体と協議・検討を進める。

■今後のスケジュール

- ・令和4年2月 市民意見交換会の開催
- ・令和4年5月 パートナーシップ制度原案の策定、厚生委員会報告、パブリックコメントの実施
- 令和 4 年 7 月 厚生委員会報告
- ・令和4年秋頃 パートナーシップ制度の運用開始

■ 審議結果

・同内容で、2月16日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

特になし